

森下よしみ議員・・・・一般質問
本庄 孝夫議員・・・・一般質問
浜田よしゆき議員・・・・一般質問
他会派の質問項目・・・・

6月定例会 一般質問

森下よしみ議員（日本共産党・八幡市）

2016年6月20日

公立保育所の建設、認可保育所の整備を進め待機児童解消を

【森下】日本共産党の森下よしみでございます。通告に従って一括して質問をさせていただきます。

はじめに、子育て支援、保育問題について伺います。

希望しても認可保育所に入れない子どもが続出しながら、安倍首相が冷たい姿勢をとったことに対して、「保育園に落ちたの私だ」という運動が日本中に広がりました。

京都市では、今年4月1日時点で「国の基準では待機児童はゼロですが、希望した施設を待っている隠れ待機児童は492人」と発表しました。府下において宇治市、木津川市、向日市、長岡京市、亀岡市、他にも隠れ待機児童がたくさん発生しています。

子ども・子育て支援新制度に変わって、保育の利用認定基準が複雑になり、兄弟が同じ保育園に入れない、障害を持つ子どもが入所できない、保護者同士競争を煽られるなどの問題が起きています。自宅から通園時間が29分以内のところ、入所を拒むと、親のわがままだと言って待機児童にカウントされない。希望園に入れないので親が育児休職を延期したり、無認可施設や、保育ママさんに預けたりしているケースは、「待機児童」にカウントされません。こうした厚生労働省の言う「待機児童」の概念には問題があります。認可保育所に入りたい人の数を明らかにし、認可保育所の整備を行う必要があります。問題の根本原因は、1つは、「認可保育所が決定的に足りない」ということ、もう1つは「保育士の労働条件が劣悪なために、保育士が不足している」ということです。

ところが、安倍内閣が閣議決定した「ニッポン1億総活躍プラン」の待機児童対策では、10万人分の受け皿の追加にとどまり、隠れ待機児6万人分は枠外にあります。しかも受け皿の半分は、無認可施設の「企業主導型保育」ということです。これでは根本解決には全く背を向け、いっそうの規制緩和と詰め込み、保育内容の切り下げを行おうとしているだけではないでしょうか。

これだけ問題が深刻になっているときに、国や自治体が先頭に立たなくてどうするのかが問われています。自治体が公立保育所建設を進めることこそ、今、必要なのではないのでしょうか。

そこで伺います。本府における今年の保育所待機児童の実態はどうなっていますか。数を報告してください。そして、その実態を踏まえ、待機児童解消対策については、規制緩和でなく、認可保育所施設の整備への対策を実施するべきと考えますが、どうでしょうか。

保育士の配置基準上乗せに対する府の独自支援を

【森下】今、国が進めている待機児童解消緊急対策で、保育士の配置基準を事実上緩和するように求めています。詰め込み保育は保育の質の低下をもたらすとして、現場では「もう限界」との声が上がっています。ある保育現場の園長さんは、保育士さんに「正規として働いて欲しい」と声をかけたら、「正規になると、

安い給料で責任を持たなければならないし、過酷な労働実態でとても夢を持って働けない」と、断られると嘆いておられました。また、1歳児を受け持つ保育士さんからは、「保育士1人で6人もの子どもを見るのはとても大変なことです」と悲鳴が上がっています。

保育を求める保護者の願いは、1つ目は、子どもにとっての環境・条件が整っていること。すなわち、砂遊びなど出来る園庭があって、専門職の保育士さんが安定していること。2つ目は、居住地の近くであり、兄弟と一緒に通えること。3つ目は、就学前まで預け続けることが出来る保育所です。親であるならば当然の願いであり、子どもの成長を願う親としてぎりぎりの要求です。

ところが、安倍政権が打ち出した「緊急対策」は、根本的な解決とはほど遠いだけでなく、一層の規制緩和による詰め込みと、保育の質を切り下げるものになっています。

政府の発表した緊急対策は、定員上限が19人以下の小規模保育に、22人まで入れるとし、保育士の配置や施設の基準が国基準を上回っている自治体に、受け入れ人数を増やさせる等、対応しようとしています。また、政府は、保育士不足対策を保育士以外で対処しようとしています。本府においても政府の通知にもとづいて今議会に提案をされている、「認定こども園の認定に関する条例改定案」では、「職員の配置基準を緩和し、保育教諭に変えて、子育て支援員等の活用も認める、無資格者でもよい」という、保育水準を下げるものとなっています。

児童福祉法45条では「児童福祉施設の設備及び運営について、基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない」としています。法の趣旨に反するのではありませんか。

京都府として、市町村へ保育所の増設や運営補助が必要です。隣の滋賀県では、障害児が入所する保育所及び幼保連携型こども園へ事業に要する経費や、1、2歳児の保育士及び保育教諭を、6対1から5対1に加配する経費に対して補助をおこなっています。これは鳥取県でも同様です。福井県や長野県でも積極的な保育所運営に対して市町村へ補助を行っています。

そこで伺います。厚生労働省から出されている保育士配置基準の緩和に関する通知について、本府の認定こども園の基準は下げない方針をとるべきと考えますが、どうでしょうか。

また、保育士の配置基準上乘せに対する本府独自支援・補助を考えるべきではないですか。お考えをお聞かせください。

国に、保育士の賃金引き上げを求めよ。府は独自支援をおこなうべき

【森下】 保育士不足の背景は保育士の賃金が低いことが一番の原因です。保育士の賃金は、全産業平均に比べても約10万円低いのが実態です。ある若い保育士さんは、「給料が手取り月13万円で、このままでは家賃を払って、生活費を入れると、保育の専門学校に通うために借りた奨学金が返済していけない」と言う理由で、今年3月に保育士を止められたそうです。夢を持ってせつかく保育士になっても生活できないような賃金は、今すぐにも改善が必要です。

政府の、保育士確保のための賃金引き上げは、2%相当、月額6000円に過ぎません。ベテラン保育士に4万円の格差解消をめざすことにどまっています。これでは、「保育士の求人に応募がない」「5年未満で半数以上が退職をする」という実態を変えることにはなりません。

国会で日本共産党を含む野党共同で保育士の賃金を緊急に5万円引き上げる法案を提出しました。さらに、日本共産党は緊急提言で、それ以降も、毎年1万円ずつ引き上げて合わせて10万円の引き上げを求めています。

そこで伺います。京都府独自の、保育士の賃金引き上げの支援策が必要と考えますがどうでしょうか。また、国に対し、保育士の賃金引き上げや配置基準の改善を強く求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

第3子以降の保育料無償化は所得制限をなくすべき

【森下】 次に少子化対策事業として取り組んでいる第3子以降の保育料無償化について伺います。京都府の支給制度は所得制限があり、「保育所は年収が約640万円まで、幼稚園では約680万円まで」となっています。私の知り合いに4人目の子どもさんを出産し、今は育児休職中で、3人目の子どもさんを保育所に預け

ているそうですが、お母さんの所得がないために、第3子の保育料無償化に適応し、とても助かると喜んでおられました。ところが8月から職場復帰をすると、所得制限にひっかかって今度は2人分の保育料を払うことになり月8万円を超えるそうです。「上の兄弟の教育費もかさんで大変です」と不安を投げかけられました。ゼロか、全額負担か全く天と地です。これでは少子化対策としては不十分です。子どもは社会がしっかり応援して育てるものではないでしょうか。

そこで伺います。第3子以降の保育料無償化制度は、所得制限をなくして全ての世帯を対象に取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。お答えください。

住民合意がない南山城メガソーラー計画は、府は地域協定を義務づけ、厳しく対処せよ

【森下】メガソーラー問題に係わる問題についてお聞きします。各地で太陽光発電の建設が盛んとなっていますが、環境に配慮した自然エネルギー源の開発・活用に取り組む必要があると考えます。

今、計画が持ち上がっている山林100㎡を伐採して開発するという、南山城村における大規模なメガソーラー建設計画は、環境を守る規制基準や行政指導が追いついていなく、隣接住民から建設に対して反対運動が起こっています。

この地域は、ご存じのように1953年8月に死者行方不明者336人、全壊・流出家屋752戸の大きな被害をもたらした「南山城水害」の中心的な被害地域です。メガソーラー開発業者は、防災対策について、「パネル設置地域には、深さ30～40cmの調整池やその外側に防災堤を設ける為、充分安全だ」と住民に説明をしていると言うことですが、住民からは業者の説明は信用できないと訴えておられます。

事業主ファースト・ソーラープロジェクト6合同会社から業務委託を受けた開発業者は、当初住民説明会で示した計画から変更を検討しているということが分かってきました。当初の計画は、約100haの林地を開発して出力3万7500kwの発電所を建設するというものでした。ところが、反対運動のある月ヶ瀬ニュータウンを、同意の必要な地域から外すことを狙った計画を示しています。このような「林地開発行為の手続きに関する条例」の適用逃れを許してはなりません。

府は、当初の計画に対して条例に基づき、環境に影響が出る可能性があるかと判断し、「生活環境の保全に関する協定を関係地域と締結することを求める」としてきました。また、「地元説明会を行い住民からの意見書に対する見解書を求める」と答弁されてきましたが、その後どうなっていますか。

また、2月の党議員団長前座議員の代表質問で、「メガソーラー建設計画についても京都府環境影響評価条例に基づく対象事業に入れる」として、規則に定められました。その趣旨はどのように生かされるのでしょうか。

この間、わが党議員団は、開発業者E E J株式会社の実質経営者が過去に暴力団と関わりがあった人物であったことを告発してきた経過があります。今、事業主は表向きはこの開発業者を外し、事前相談で計画変更を府に提出していると聞きました。当然大幅な計画変更であり、住民に周知し、地域協定を結ぶことを義務づけ、厳しく対処されることを求めたいと思います。

そこで伺います。南山城村メガソーラー建設計画について、開発業者が当初計画から見直し、再手続きに入っていると聞きますが、当初は協定締結の対象となっていた地域を除外するようなこの開発業者の行為は、京都府林地開発行為の手続きに関する条例の趣旨に反する行為と考えますがどうですか。また、今後の対応について条例の趣旨に沿った対応を求めますが、どうでしょうか。

太陽光発電の設置で、無秩序な開発を規制するための条例の制定を

次に、南山城村北大河原では、計画面積9100㎡の田畑に土地付き太陽光発電の分譲開発計画が業者によって進められています。この地域は砂防地域であり土地造成許可申請が必要であるにもかかわらず、無届けで工事が始められていたところを、住民の通報により山城南土木事務所の行政指導が入り、許可申請書の提出を求めたと言う経緯があります。また、井手町では、鉄パイプを10mの高さに組んで土台にし、その上にパネルを載せた大規模太陽光発電所が建設されています。住民から「強風でパネルが飛んだり足場が崩れて周辺に危険を及ぼすのではないかと不安と苦情が寄せられています。

太陽光発電建設計画は、かつて電気事業法で工事計画届けが 500 k w 以上から必要とされたものが、普及を目的として 2000 k w 以上は必要であるが、それ以下は不要と緩和されたことから、こういった問題事例が出てきています。全国的にも台風によって大量のパネル脱落・飛散など、重大な事故や問題が発生しています。

今後、自然エネルギー普及のためにも、太陽光発電建設計画について環境や安全を確保する仕組みを作っていく必要があるのではないのでしょうか。それぞれの自治体で対応の工夫検討が始まっています。ぜひ京都府としても先進地に学んで取り組みを進めていただきたいと思います。

そこで伺います。本府においても太陽光発電事業に対する環境保全・緑地保全等の立場からの条例を制定すべきと考えますが、どうでしょうか。また、国に対しても、環境や安全を確保する実効ある法令を求めるべきと考えますが、どうでしょうか。

【知事】 待機児童についてであります。この解消は、今、非常に重要な課題になっております。今年の、4月1日時点の府内における保育所待機児童は64人になっておりますけれども、希望した施設に入所できなかったなどの理由による、いわゆる潜在待機児童は630名というふうになっております。その受け皿となる保育所等の整備につきましては、H21年度から京都府は「子ども未来基金」を活用いたしまして、積極的な整備をしてまいりました。特にH25年度からは、「待機児童解消加速化プラン」と位置付けて、重点的に整備を進め、3年間で約3000人の定員を確保、さらに、今年度の整備でも、1100人を超える定員増を見込む整備を予定しております。その点からすると、吸収できるだけの、今、施設の増をやっているわけでありませぬけれども、こういう形で施設が進むと、また働ける人たちが増えていくなかでの待機児童の問題がでてくるという、その中で循環をしている形になっておりますので、そういった対策も必要なのかなと感じているところでありますけれども、今、積極的に整備を進めているところであります。

保育士配置基準に関する今回の国の改正につきましては、あくまで、保育の質を落とさないことを前提に、学識経験者を始め、市町村関係者、保育関係団体等の参加のもとに議論を重ね、まさに応急的な措置としてです、特例的運用について可能とする基準改正を行いました。

京都府におきましても、増加する保育ニーズに対応するために、柔軟な対応事態は否定はしないけれども、こうした改正した主旨を踏まえて保育の質を低下をさせないことを前提に、府内関係団体と調整のうえ、今回、条例改正を提案しているところであります。制度の実施に関しましては、さっき、お話がございましたように子育て支援研修終了者や幼稚園の先生等が活用できる。それも、朝夕の時間帯が限られてて、要するに、子ども達がまだ少ない時間帯においてという形で、制限をするなど様々な配慮をしながら、今回、緊急弾力的措置がとられたというふうに思っております。保育の安全が確保できるよう、私どもも対策に万全を期してまいりたいと考えております。

保育士の配置基準についてでありますけれども、幼児教育保育授業は、保育指針や幼稚園指導要領等を踏まえまして、これはやはり国が責任を持って制度設計を行い、実施主体の市町村が地域の実情に応じた取り組みを行うのが基本であります。こうしたことから、配置基準や賃金などは保育という仕事の量と質に見合った適正な水準となるよう国が責任を持って公定価格に反映させるべきものでありまして、今回、国への政策提案におきましてその改善を国に対して強く要望をいたしました。こうした中において、「ニッポン1億総活躍プラン」におきまして、キャリアアップの仕組みの構築や賃金の吹き上げなどの処遇改善を行う旨を盛り込まれたところでありまして、これからも全国知事会等を通じ、国に対し、その確実な実行をしっかりと求めていきたいというふうに考えております。

第3子以降の保育料の無償化についてでありますけれども、京都府の制度自身はこれは人口140万人もの京都市など政令指定都市を抱える都道府県の中でも対象年齢や所得制限は総合的に見て、全国トップクラスの水準になっております。

所得制限につきましては、これは、少子化対策総合戦略会議のもとに、市町村のみなさんの事情も考えなければなりませんので、そうした市町村の意見を踏まえるなかで、今回、一定の所得制限ということを設定させて頂きましたけれども、今回の平均所得額は約650万円、他府県に比べても近隣府県に比べてもかなり高いものになっておりますけれども、これで、だいたい第3子以降の子どものうち7割をカバーしているところまで来ています。すでに過半数の都道府県が単独事業として実施をしている状況から、私どもは国に対して、これはやはりナショナルミニマムとして認めてもらうように積極的に提案をし、今年度からは年収360万円未満の第3子以降の保育料が無償となったところであります。

しかし、これでは非常に、まだまだ足りないということで私も直接、少子化対策大臣ですとか、さらに全国知事会を通じての首長の協議の場におきましても「この所得制限ではまずいのではないかと」ということで、さらに抜本強化を強く要望するなど、京都府としても、今、できる限り多くの人が対象となるように努めているところであります。

【山口環境部長】 太陽光発電事業に対する規制についてであります。京都府ではこれまでから開発を伴う再生可能エネルギー発電事業については、森林法や林地開発行為の規制手続きに関する条例など、関係法令により周辺環境の保全にも十分配慮しているところでありますが、特に、大規模な造成を伴うメガソーラー事業造成に伴う土地の面積が 50 ㎡以上については、自然や生活環境への影響も想定されることから、本年 4 月から環境影響評価事業対象事業に追加することとし、さらなる環境配慮の手続きを義務付けたところであります。

また、昨年 7 月に制定した再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例においても、良好な環境の喪失など環境保全の取り組みを求める規定をすでに盛り込んでおり、さらに、昨年 12 月に策定したアクションプランでも環境との調和を重点施策の一つに位置付けたところであり、今後、市町村と連携し、景観等に係るガイドラインを策定することとしています。また、国においては全国知事会の提言も含め、本年 5 月に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆる FIT 法を改正し、今回、新たに FIT 認定時に他法令の遵守を求めるとともに、事業を適正に実施しない場合には、改善命令や認定の取り消しを行うこと、また土地利用規制や景観保全の観点から地方公共団体と必要な情報を共用する、新たな仕組みを構築することなどが追加され制度の拡充が図られたところであります。

今後、京都府では来年 4 月から実施される新制度の運用にあたって、再生可能エネルギーの最大限の導入と、府民の理解や景観保全など地域社会との共生がしっかりと図れる制度となるよう、引き続き国に対し強く働きかけてまいります。

【松本農林水産部長】 南山城村のメガソーラー建設計画であります。この計画については、昨年 12 月に開発行為予定者から林地開発行為の手続きに関する条例に基づく事業計画書が提出され、生活環境に影響が生じる恐れのある地域を、今山区、押原区、奥田区、月ヶ瀬ニュータウンの 4 自治会として協定締結に係る手続きが進められ、本年 2 月末時点で、3 自治会で協定等が締結され、残り 1 自治会との合意形成にむけた協議等が進められてきたところです。こうしたなか去る 5 月 26 日に、開発行為予定者から条例第 14 条の規定による当初計画の廃止届けが提出され、同時に新たな事業計画書が提出されたところであります。

新たな事業計画書が提出されたことに伴い、事業計画書の広告縦覧、地元説明会の開催、住民意見の聴取など、条例に基づく手続きを改めて一から行うこととなります。

京都府といたしましては、新たな事業計画において、1 つには事業計画書に記載されている騒音等の影響範囲に関し、その妥当性について関係自治体に説明されていないこと。1 つには、依然の計画で地域住民等から提出されました意見に記載のあった低周波、気温上昇、反射光などによる影響に関し、今回提出された事業計画書への記載がないことからこうした点をふまえますと、月ヶ瀬ニュータウンに影響が生じる範囲から除外する明確な根拠がないものと判断し、住民合意や地元自治体の意見をふまえて開発を進めるとの条例の主旨をふまえ、現在、生活環境に影響が生じる恐れがある地域を、当初計画通り 4 自治会として手続きを進めるよう指導しているところでございます。今後とも地域住民の不安や疑問が解消されるよう条例の主旨に基づき、自治会に対し、十分な説明を行い、地域住民との間で合意形成を図るよう地元自治体とも十分に連携しながら、引き続き事業者を指導することといたしております。

【森下・再質問】 保育所問題について要望させていただきます。誰もが安心できる質の高い保育を保障するために欠かせない、保育士確保、賃金引上げ、配置基準の改善に向けて、本府としてぜひとも今後とも力を注いでいただきたいと思っております。同時に、国に対しても強く求め続けていただくことを要望いたします。

待機児童対策について再質問をします。先ほどお答えいただきましたが、保育所申し込んだけれど入れなかったという保育所待機児童は 630 人についてどのように受け止めておられるのでしょうか。「子どもを保育所に預けて、働かないとやっていけない」と、「一時預かり保育を 1 週間に 3 か所、移動しながら利用している」という方もおられます。児童福祉法 24 条に詠うように、行政はすべての子供に保育を保障する義務があります。当然、京都府としても市町村を支援し、保育を保障するために、認可保育所整備をさらに進める

べきと考えますが、府の認識を伺います。

「京都府認定こども園の認定に関する条例改定案」につきまして、保育士配置基準緩和であって、保育の質低下をもたらすものです。児童福祉法 45 条で、児童福祉施設の設備及び運営について「都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする」としています。法律の趣旨から外れるのではないのでしょうか。保育士配置基準上乘せへの支援こそ必要であって、基準緩和はやめるべきと考えますが、もう一度お答えください。

第3子以降の保育料無償化制度につきましては、全国トップクラスとおっしゃるなら所得制限をなくすべきです。所得制限のない自治体も出てきています。一生懸命子育てにがんばっている共働き家庭が対象から外れることでは意味がありません。フィンランドではすべての子供の保育料は無料です。子育て真っ最中の保護者にとっては、経済的支援は切実です。「市町村の意見をふまえて」とおっしゃいましたが、ぜひ再度検討を進めていただきたいと思います。どうでしょうか。

また、南山城村のメガソーラー開発計画につきましては、前向きな答弁をいただきました。自然環境や安全を確保する立場で条例の趣旨に添って厳しく対応をされること求めます。そして、太陽光発電事業に関する条例制定については、山形県では、太陽光発電事業を「その他の工作物の建設」に該当する行為として、景観条例に基づく届け出制度の対象としています。長野県におきましても、環境影響評価条例の規則に規定して、対象規模についても、厳しく規定をしています。本府においても、景観豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー源の利用との調和を図るために、実効ある条例制定を進めていただくよう求めます。

【知事・再答弁】 保育所の整備についてでありますけれども、潜在待機児童 630 人に対しまして、今年度、京都府が整備を予定している定員増は 1100 人となっております。今、必死になって取り組みを進めているところであります。保育所の配置基準は、元々の国の法令に従った形でやっております。法令に違反するものではございませんけれども、その中において特に保育の質を落とさないという前提で緊急の措置として、今回、特例的運用を国の方から求めている中で、私どもも関係団体と調整の上、まさに保育ニーズに応えるために今回の条例改正を提案しているところでございます。

フィンランドの方は、北欧は教育費も医療もみんな無料なんですけれども、消費税が 20% 超えているところでありまして、財源との関係でいって行かなければいけないと思っております。

現在、私どもは政令市のあるところではトップクラス、市町村と共同していかなければならないという点がありますので、7割をカバーする件、これでも全国でもトップクラスとなっていると思っておりますけれども、国に対しましても保育料の無償化を求めながら改善の検討を進めているところであります。

【本庄】日本共産党の本庄孝夫です。通告にもとづき、教育長に質問します。

議長のお許しを得て、一言申し上げます。一昨日の19日、沖縄で6万5千人が参加し、元海兵隊員の米軍属による女性暴行殺害事件に追悼・抗議する県民大会が開かれ、私も参加してきました。

女性の父親からは「なぜ私の娘なのか。被害者の無念は計り知れない悲しみ、苦しみ、怒りとなっていくのです」とメッセージが寄せられ、会場は被害者への鎮魂の思いと静かな怒りに包まれ、二度と事件を繰り返させない決意を日米両政府に突き付けました。翁長知事は「地位協定の抜本的な見直し、海兵隊の撤退・削減を含む基地の整理・縮小に取り組む」と、壁を突き崩す新たな一步に踏み出す決意を表明されました。私も、人間の尊厳を取り戻す政治の実現へ、全力で奮闘する決意です。

公立高校「特色づくり」「多様化」の名による「序列化」はやめよ 競争主義を激化する「入学者選抜制度」の見なおしを

【本庄】子どもたちに格差のない豊かな高校教育を保障するため、「多様化」と「特色づくり」による府立高校の「格差」と「序列化」の見直し、抜本的転換について伺います。

「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざす、安倍「教育再生」のもとで、教育はグローバル競争を支える人材育成と同一視されています。経済、産業、開発で使える人材になりそうな子どもたちを早期に選別し、人材育成プログラムで囲い込みます。その裏側では、グローバル人材になりそうにもない子どもたちを早期に切り捨てます。これでは、選別されて人材育成プログラムに囲い込まれる子どもたちも、それを免れたものの学習、教育の機会そのものを制限されてしまう子どもたちも、どちらも将来の可能性を閉ざされてしまいます。

そして、京都の公立高校では、「特色づくり」や「多様化」の名による学校間の「格差」と「序列化」「選抜」という名による選別、「切磋琢磨」という掛け声による競争が激化し、北部の高校再編でも「国公立大をねらう専門学科」の高校、「地域の産業を担う職業学科」の高校、「特徴ある部活動」の高校、「支援が必要な生徒」の高校へと、新たな「類型化」と役割分担を強めようとしています。

いま、子どもの貧困、国民の中での格差の拡大が、社会の崩壊を招く危険な事態を迎えています。高校教育に求められているのは、格差の拡大ではなく格差のない豊かな高校教育です。日本国憲法に基づく無償教育の理念を生かし、選別・競争の教育から社会全体で支える教育への転換です。

そのためには、第一に、予算も桁違い、京都の公立高校の異常な「序列化」を改めることです。京都の高校制度は、1985年に「高校三原則」が廃止され、普通科に「類・類型制度」を設置し「通学圏制度」が設定されました。しかし、進路を早い段階で固定化、差別、選別するなどの矛盾が「定員割れ」などを引き起こし、2014年に京都市・乙訓通学圏を最後に、すべての通学圏で「類・類型制度」は廃止に追い込まれました。

その一方で、教育委員会は、「中高一貫校」や難関大学をめざす「普通科系専門学科」などの「特別な学校づくり」を進め、国の「重点校」の指定で1校に1000万円などの特別な予算を配分し、教職員を多く配置するなど、歴然とした格差をつくってきました。また、京都府内のどの通学圏でも、通学区域の広域化によって通学費が増大し、保護者にとっても大きな負担です。通学費補助の抜本的拡充が求められています。

そこで伺います。どの高校で学んでも格差のない、だれもが大切にされる高校づくりこそ、公立高校の本来の大切な役割です。公立高校の異常な「序列化」を改めるよう求めますが、いかがですか。また、通学費負担軽減の願いにどう応えるのですか。いかがですか。

第二に、難関大学をめざす「普通科系専門学科」への生徒獲得競争のための複数入試を改めることです。この3年間、公立高校の高校入試制度「入学者選抜」は、「何回もチャレンジできる」をうたい文句に、「前期」「中期」「後期」の3段階に改変されました。その結果、1年目は7112人、2年目は6436人、そして

3年目の本年は6495人と、合格者より不合格者がはるかに多いという「異常な入試制度」が続けられています。そのねらいは、募集定員の100%を「前期」選抜で合格させる「普通科系専門学科」と呼ばれる高校の生徒獲得競争のためです。「前期で不合格の生徒が中期で同じ高校を受検し合格する」という入試、初めて入試に挑む生徒の6割に「不合格」体験とショックを与える入試に、どんな教育的な意味があるのか。中学校現場からは、前期入試が割り込んだための過密な入試日程に悲鳴があがっています。

そこで伺います。15歳の中学生を限りない競争と選別の嵐の中に放り出し、「心を傷つけ」「振り落とす」ための「入試制度」、競争主義と自己責任を押し付ける「入学者選抜」は見直すしかありません。いかがですか。

【教育長】 高等学校教育の目標の一つに、個性に応じて将来の進路を決定させるという目標があり、この目標を達成するには、多様な特色ある高校の中から中学生が主体的に高校を選択できる制度であることが不可欠であると考えております。このため、H26年の「京都市乙訓地域の選抜制度」の見なおしに先駆けまして、この間、各高校の特色化を進めており、地域に根ざした教育を行います「京都フロンティア校」など、4つの特色に応じて府立高校をネットワーク化するなど魅力ある府立高校づくりを進めているところでございます。こうした取り組みは、ご指摘のように単一の尺度で高校を序列化するものではなく生徒の多様な目的意識や進路希望に対応するとともに、生徒や教員が学校の枠を超えました交流を進めることにより、府立高校の全体のレベルアップを図るものでございます。

なお、通学費につきましては、従来から保護者の経済的負担を軽減するため全国的にも数少ない補助制度を有しておりますが、府北部地域におきましても自ら希望して自宅から遠い学校に入学生徒がいるなかで、その受給者数は近年横ばいとなっているところであり、今後とも本制度の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

また、入学選抜についてでございますが、前期選抜は高校の特色に応じまして学力だけではなく活動実績や面接など多様な尺度による選抜としているところでございます。多くの中学生が、学びたい高校を選んで前期選抜から積極的にチャレンジしており、不合格となりました生徒の多くが中期選抜を志願し、進路を決定しているところでございます。

新たな制度で高校に入学いたしました生徒は、目的、意識を持って日々の学習や部活動に取り組んでいるところであり、そのことが例えば部活動の加入率の向上や中途退学率の低下に繋がるなど、制度見直しの成果が現れているものと考えております。

来春、新しい選抜制度の1期生が府立高校を卒業いたしますが、3年間の高校生活を通じまして生徒ひとり一人の個性、能力をしっかりと伸ばせるよう引き続き府立高校教育のいっそうの充実努めてまいります。

【本庄・指摘要望】 私が指摘しました序列化の問題、競争主義と自己責任を押しつける入学者選抜の問題、子どもの立場から見て納得ができない答弁ではなかったかというふうに思います。府立高校の格差と序列化、生徒獲得競争のための複数回入試は、低年齢からの「学力競争」や進学実績を競う受験競争を激化させ、子どもたちの人格形成をゆがめるものです。競争に勝つことが人間的な価値と思い込まされ、常に競争に駆り立てられ、強いストレスにさらされているのは、健やかな成長、発達、教育長からありました「個性を伸ばすこと」もできません。「競争の教育」ではなく、「どの子ども人間として豊かに成長、発達することができる」「希望するすべての子どもたちに豊かな高校教育を保障する」という基本に立ち返った制度への抜本的な見直しと転換を強く要望し、次の質問に移ります。

住民合意にもとづかない一方的押しつけはやめよ

キャンパス化、フレックス学園は生徒の希望を切り捨てに繋がる

【本庄】 府北部地域の「高校再編、統廃合」について伺います。京都府教育委員会は、昨年夏に府北部地域での「生徒減少期における府立高校の在り方検討会議」を開催し、口丹通学圏と丹後通学圏に的を絞り、府立高校の「適正配置」＝「府立高校減らし」をすすめるようとしています。

これまでの「在り方検討会議」や通学圏ごとの「懇話会」、そして、地元の「丹後、与謝の高校再編を考える会」が取り組まれた「つどい」や懇談会、アンケートなどを通じて寄せられた要望や意見では、一つには、

地域が持続的に発展するためには、それぞれの地元市町に高校が必要。二つには、どの高校にも「普通科」をおき、生徒たちに3年間かけてじっくり進路を考えさせること。三つには、子どもが減るいまこそ高校も少人数できめ細かな教育。四つには、支援の必要な生徒のために、少人数で丁寧に教えられる教育環境の整備。五つには、通学費、通学時間の負担を少なく、六つには、急いで決定せず、子ども、親、住民自身が十分な時間をかけて議論できるだけの期間の保障など、父母・住民の公立高校の役割を求める願いがあります。

また、定時制や分校が、「不登校や特別な支援が必要な子どもなど、多様なニーズに応え、ゆっくり小さな空間で学べる場を提供し、しっかり受け止めている」と評価されているもとの、「小さいからこそ、一人ひとりを丁寧に指導できる」、「少人数教育の充実を」、「1学級40人が無理なら、20人程度の少人数で」など、子どもの成長にとって大切な意見も語られました。

北部地域では、1人当たりの府民所得は京都市域の315万円に対して、丹後地域では188万円と6割しかないという厳しい実態です。保護者には、遠距離通学と経済的負担への不安が大きくあり、「懇話会」でも「通学網の整備、スクールバスや通学費補助制度の充実が不可欠」などの意見が出されました。

さらに、本年3月の口丹通学圏での「在り方懇話会」でも、出席者から「地元の高校への進学希望が多い」「交通の便が悪く親の送迎が必要」など、広域な地域の困難さが出されています。

この6月8日に、府教育委員会は計画を急ぐ丹後地域での第3回「懇話会」を開催し、「基本的な考え方」「府立高校の役割などを考える」として、一つに、単に生徒数だけをもとにした再編・統合は行わない。二つに、丹後地域における通学事情を考慮する三つに、学校規模が縮小化することによる課題をできる限り解消すると説明されました。それなら、丹後通学圏の各高校を、現在の本校のまま継続設置することこそ、生徒や保護者、住民の願い実現の道ではないでしょうか。

ところが、教育委員会が提示されたのは、丹後通学圏の6つの高校のうち、宮津高校と加悦谷高校、網野高校と久美浜高校を一つの高校に統合し、それぞれにキャンパス化する。伊根分校と間人分校を弥栄分校に統廃合し、フレックス学園とするものでした。また、各高校・キャンパスに設置する学科・コース、キャンパス間の移動手段などについては、全く触れられませんでした。今後のスケジュールでは、第4回「懇話会」が7月下旬以降となっていますが、それまでの7月段階で「主として小・中学生の保護者を対象」に地域別公聴会を開催するとしています。

そこで伺います。第一に、丹後地域の一番の願いは、それぞれの地元で高校があり、どの高校にも普通科をおくことです。府教委が示すキャンパス化や分校の統廃合で、普通科を残すのですか。「特色づくり」や「多様化」で高校の序列化を進め、いっそう通学範囲が広域となり、競争を激化させ、結果として生徒たちの希望を切り捨てることになるではありませんか。

第二に、7月の地域別公聴会の問題です。関心の高い「設置する学科やコース」、「移動手段」などで、生徒の「普通科志向が高い」という希望や、保護者の「経済的負担の軽減」という要望などについて、何も示されないままに開催するのはなぜですか。キャンパス化で新たな類型化と役割分担を押し付けるためではないのですか。

第三に、「府立高校の主な役割」として、「地域の将来を支える」「地域社会の活性化」などをあげておられますが、それなら公聴会の対象者を小・中学生の保護者に限定せず、地域社会やまちづくりに関わる皆さんも参加できるようにするべきではありませんか。いかがですか。

去る5月25日には、与謝野町の「加悦高まちぐるみ応援団」と「か矢織りなす会」が、府教育長に対して、「京都府立加悦谷高校を本校・独立校として残すこと」を要望されました。

そこで伺います。与謝野町のみなさんは、「地域の交通も、農業も、福祉もみんなで作ってきた。教育・高校も地域でつくりたい」と声をあげられています。このような与謝野町の皆さんの町ぐるみの願いにしっかり応えるべきではありませんか。いかがですか。

さらに伺います。教育委員会は地元の父母や住民の願いに正面から応え、丹後地域の公立高校の役割を發揮するための支援に取り組むべきではないでしょうか。そのためにも、「高校再編・統廃合先にある」のやり方、住民合意にもとづかない一方的な押し付けを止め、8月を目途に計画（案）策定、9月の計画決定を中止するよう求めますが、いかがですか。

【教育長】 府北部地域の府立高校の在り方の検討についてでございますが、特に、丹後地域の生徒数の減少傾向は著しく、今年度の公立中学校3年生は約900名と1000人を大きく割り込み、さらに10年後の38年に

は 650 人を切ることが見込まれているところがございます。こうした中で、丹後地域の府立高校を現在のまま維持した場合は、生徒数の大幅な減少によりまして、集団活動の機会が十分に確保できないことや、進路希望に応じたコースの設定や選択科目の開講ができないこと、また部活動におきましても部員数の確保が困難となり、とりわけ団体競技におきましては、公式戦に出場出来なくなることも考えられるなど、様々な課題が生じることが想定されております。

今後の生徒数の減少をふまえますと、統廃合により一定の学校規模を確保することも一つの考え方ではございますが、府立高校が地域の最高教育機関として、これまで果たしてきた役割は大きく、単に生徒数をもとにした再編、統合は行うべきではないと考えております。

そのため、この間、懇話会のご意見や他府県の先行事例などもふまえて、去る 6 月 8 日に開催いたしました第 3 回懇話会におきまして、丹後地域における府立高校の在り方といたしまして、通学状況も勘案し、今ある本校の校舎を活用しながら各高校でいままで培ってきた教育活動を継承することを視野に入れました学舎制の導入、いわゆるキャンパス化を府教育委員会の基本的な考えとしてお示しさせて頂いたところです。

現在、丹後地域の各府立高校に設置している学科やその教育内容、また地域に根ざした教育活動や公私間の連携などをふまえた上で時代の変化に応じた学科や教育内容についての検討が必要と考えておりますが、このような考えに基づく学舎制により序列化や競争の激化ということではなく、地域に根ざした高校として魅力ある教育活動を継承、充実できるものと考えております。

今後、開催予定しております公聴会におきましては、学舎制を含む再編の方向性等についての基本的な考えをお示した上で、ご意見をお伺いしたいと考えております。この公聴会では、将来、高校で学ぶ小中学生の保護者の皆様のご意見をお聞きする必要があることから、こうした方々を主な参加対象としているところがございます。また、府立高校は地域とのつながりが深く、地元市町や地域の方々のご支援はなくてはならないものであることから、将来、地域を担う子どもたちの育成と魅力ある高校づくりといった観点から、どのような高校教育が求められるかということにつきましても、与謝野町のみならず地域の皆様の声を丁寧にお聞きしてまいりたいと考えております。

北部地域におきまして、子どもたちの数が急激に減少していく今、高校進学を目指します生徒や保護者が安心して高校を志願し、充実した学校生活を送れるよう、今後の府立高校の大きな方向性につきましても、早期にお示しする必要があると考えております。

府教育委員会といたしましては、今後いただくご意見や議論の状況を踏まえまして丁寧に検討を進めてまいります。

【本庄・再質問】 去る 2 月 24 日の丹後地域の第 1 回「在り方懇話会」では、出席者から「地元の学校」の意味や進学問題、中学生の進路意識、子どもの貧困や発達上の課題、育ち・学びの問題などが率直に語られました。最大の共通点は、7 人の高校、中学校の校長、町教育長、PTA 役員から、中学生が高校に進む時に「普通科志向が強く、進学希望が多い」ということでした。また、高校間が 10 キロ・20 キロと離れている広域の通学圏で、「通学負担などを考えると、地元の高校に通えることが一番幸せなこと」などの声でした。どの高校にも「普通科」を残すこと、「地元の高校」を存続することが地元の願いです。そのためには、現在の高校をそのまま継続設置するが当然だと考えますが、いかがですか。

再度、お答えください。

【教育長・再答弁】 先ほどもお答えいたしましたとおり、全校を本校として継続した場合、各校とも小規模校となるため、いずれの高校におきましても、集団活動の機会が十分に確保できないことや進路希望に応じたコースの設定や選択科目の開講が行えないこと、さらには部活動においても大きな関わりが障壁が来てまいります。そういうことを含めまして様々な課題が生じることが想定されているところがございます。懇話会におきましても、PTA の方々から小中学校における統廃合後の子どもの様子などをふまえて、子ども達の教育環境の事を考えると「統合した方が良い」というご意見もお伺いしているところがございます。そういう様々な意見をふまえながら慎重に進めてまいりたいと思っております。

【本庄・指摘要望】 「公立高校の役割」が問われています。「特色づくり」による「特別な高校」がなぜ必要なのか。「特別な生徒しか行けない高校」でよいのか。生徒や保護者、住民の願いは、「地域の高校」「地元の高校」であり「普通の高校」です。その願いを支え、教育を保障するのが教育行政の務めではないでし

ようか。住民合意のない、押し付けの再編・統廃合を止めるよう強く求め、次の質問に移ります。

与謝の海支援学校の全面改築の計画を進めよ

【本庄】 与謝の海支援学校の老朽化対策と教育環境整備について伺います。京都府北部地域で最初に設置され48年目を迎えた府立与謝の海支援学校は、設置運動の時期を含めると60年もの間、地域、医療、福祉と連携し、何よりも地域住民のみなさんの理解を経ながら実践を続けてきた歴史があります。

児童生徒は、この数年少しずつ増え本年度135名です。京丹後市の73名をはじめ、与謝野町、宮津市から5台の通学バス、伊根町は自主通学で、寄宿舎では21名が生活しています。車いすの児童生徒は16名、医療的ケアの必要な児童生徒も3名います。

天橋立を見下ろす石舞台古墳のあった丘陵地に立地している学校は、身体的発達を育成するのに適した自然環境のもと、5つの教育棟、2つの寄宿舎棟、体育館棟、職業教育棟、自立活動棟などが坂や階段で結ばれています。湿度が高く、濡れて滑るために、坂の多い廊下全体に緑のカーペットが敷かれています。廊下の天井は低く、たくさんのパイプがむき出しになっており、あちこちの壁もはがれて落ちています。多くの教室は、ドアノブ式の古いアルミサッシの扉のまま、車椅子が通るのにぎりぎりのサイズです。エレベーターが一部の棟しか設置されず、車いすの児童生徒が2階に行けない棟が4棟、寄宿舎も同様です。そのため、2階の音楽室を利用する場合には、教職員が抱えあげて移動しています。バリアが多いために電動車いすの生徒の移動にも介助が必要です。冬になるとスチーム暖房となりますが、配管のパイプからよく水が漏れ、応急修理が欠かせません。職業教育棟はエアコンなどの冷房設備がなく、暖房用のストーブがあるだけです。

このように、経年劣化等により施設整備の故障や不具合、車いすや重複障害をもつ児童生徒への対応など、校舎の老朽化対策と合わせて、充実した教育環境整備が緊急の課題となっています。

そこで伺います。3月の予算特別委員会で教育長は、共産党議員団も何度も要望してきた向日が丘支援学校の老朽化対策について、「施設の全面改築も視野に入れ、具体化に向けた検討を進める」と答弁されました。向日が丘支援学校に続いて、与謝の海支援学校の全面改築の計画を立てるべきです。その検討状況と見通しについてはいかがですか、お伺いします。

【教育長】 与謝の海支援学校の校舎等につきましては、府立特別支援学校の中で向日が丘支援学校の次に建設年次が古く、毎年度の定期点検や学校からの要望をふまえました修繕などにより、施設機能の維持に努めているところでございます。与謝の海支援学校の施設の設備についてでございますが、まずは、現在進めております特別支援学校の新設や新たに検討を着手いたしました向日が丘支援学校の施設整備を着実に進めることとし、今後の府立学校の計画的な整備の中で、その対応については検討してまいりたいと考えております。

【本庄・指摘要望】 与謝の海支援学校は、どんな重症といわれる子どもでも無限に発達するということ、教育が人間の発達にとって欠かせない権利であること、集団が子どもの発達を保障する大切なものであることをふまえ、「すべての子どもに等しく教育を保障する学校をつくらう」という、学校づくりを支える基本理念のもと、設置運動と行政の支えの中で誕生した学校です。この4月から障害者差別解消法が施行されたもと、合理的配慮を提供するという視点からも、積極的な教育環境整備が求められています。全面改築の計画を早期に立てられるよう強く要望し質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

被災者が公営住宅に継続入居できるよう支援を

【浜田】福島原発事故から5年3か月が過ぎましたが、福島では、今も9万2千人ものみなさんが、ふるさとに帰れず不自由な避難生活を余儀なくされており、京都にも、1103人のみなさんが避難されています。しかし、来年3月には、公営住宅などへの無償入居が打ち切れようとしています。本府では、独自措置として入居期間を入居日から6年以内に延長しましたが、それ以降の保証はなく避難者からは不安の声が寄せられています。国に対して、打ち切りをやめるよう求めるべきです。もし、国の方針が変わらなければ、本府の独自措置で無償入居を続けるべきです。

知事は、原発再稼働にきっぱり反対を

【浜田】3月の予算特別委員会の知事総括質疑で、私は、高浜原発の再稼働に反対するよう求めましたが、知事は「外野から物を言ってもしかなかった」と答弁されました。法的枠組みがないからと言いたかったのでしょうか、京都府は外野どころか高浜原発から30キロ圏内に、立地県・福井県の2倍以上の12万5085人が生活しています。万が一、過酷事故が起これば琵琶湖の水が汚染されるなど、府民の命と安全が脅かされます。知事も立地県並みの対応を関西電力に求めてきたはずですが、それなのに「外野から物を言ってもしかなかった」というのは、あまりにも無責任です。法的枠組みがなくても、府民の命と安全に責任を持つ知事として関西電力に「高浜原発は再稼働すべきでない」とはっきりと物を言うべきではありませんか。

実効ある避難計画がないのだから原発再稼働は中止を

【浜田】高浜原発で事故が起これば、30キロ圏内の府民が避難しなければなりません、実効ある避難計画ができていのでしょうか。

府の「原子力災害に係る広域避難要領」では、移動手段の基本はバスとし、避難中継所を起点に府または避難元と避難先の自治体がそれぞれ分担し、バスを確保するとしています。舞鶴市での住民説明会で府の原子力防災課は「UPZ圏内の住民の75%、約9万3千人がバス避難と仮定すると、45人乗りの大型バスが2077台必要。府内のバス会社の総保有台数は2261台だが、すべて確保できるわけではない」と、絶対数そのものが不足していることを認めています。宮津市では、UPZ圏内の約2万人が避難対象で、必要なバスは約430台ですが、同市内に営業所を持つバス会社はなく、バス会社との協定は締結できていません。避難先市町のバス確保はさらに困難です。宮津市の避難中継所は与謝野町の「野田川わくばる」で、各避難先に全員を輸送するためには数百台のバスが必要ですが、木津川市の危機管理課の担当者は中継所までバスを用意しなければならないことを、知らなかったそうです。

仮に、バスを確保できても運転手の確保も難題です。舞鶴市が協定を締結した京都交通舞鶴営業所の担当者は「バス50台を保有しているが、運転手の安全を守るのは会社の義務。被ばくする危険性のあるところへ運転手を行かせるわけにはいかない」と言っています。

避難経路にも大きな問題があります。舞鶴市の住民説明会では、ある住民から「板硝子の退社時間の大波街道は車が毎日止まっている。過酷事故が起きた時には個人がまず車で避難する。渋滞が起きるのは当然だ。そんなことも知らないで作った避難計画は、机上の計画だ」と、こういう発言がありました。ましてや、地震で土砂崩れが起きて、道がふさがれば逃げられない避難路がたくさんあり、それらの避難路の整備については、これから整備するというのが実態です。このように、現時点での各自治体の避難計画は、実効ある計画とはいえ、見直しが必要です。実効ある避難計画ができていないもとで、原発の再稼働は絶対に認められませんが、原発が止まっても、大量の使用済み核燃料が存在している以上、実効ある避難計画は必要です。実効ある避難計画に改定するために、京都府がイニシアを發揮して、住民参加での避難計画策定を行うべきではありませんか。

UPZ圏内の住民に安定ヨウ素剤の事前配布を

【浜田】 安定ヨウ素剤の配布と備蓄について、PAZ圏内は各家庭に配布済みですけれども、UPZ圏内は病院などに備蓄がされています。舞鶴市の住民説明会では、住民から、UPZ圏内への安定ヨウ素剤の事前配布を求める声が多く出され、舞鶴市の理事者は「備蓄場所の分散は考えている」と答弁されています。兵庫県篠山市では、原発事故が起こった場合、放射能がどのように流れるかシミュレーションをして、その結果に基づいて安定ヨウ素剤を事前に配布しています。本府の方針として、過敏症などの検査も行き、UPZ圏内の住民に安定ヨウ素剤を事前配布すべきではありませんか。少なくとも、病院だけでなく学校などにも分散配備すべきではありませんか。

高浜原発3、4号機の運転停止を命じた3月9日の大津地裁の仮処分決定では、福島第一原発事故の経験に照らして、「過酷事故を経た現時点においては、避難計画をも視野に入れた幅広い規制基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している」と、このように述べ、避難計画を検証しない新規制基準は問題だと厳しく指摘しています。

さらに、大津地裁は、関西電力が仮処分決定の効力停止を求める申し立てに対し、6月17日に「国の新しい規制基準に適合したことだけで安全性が確保されたとは言えず、申し立てを認める理由がない」として、これを退けました。実効ある避難計画さえないもとの、新規制基準に合格したからといって、原発再稼働を認めるべきではないと思いますが、いかがですか。

【知事】 東日本大震災の避難者の公営住宅等、応急仮設住宅への無償入居についてであります。自主避難者に対する応急仮設住宅の許容機関は、昨年度、福島県では、国との協議に基づきH29年3月末までに延長した上で、新たに避難者の帰還、生活再建に向けた支援として、移転費用の支援や民間賃貸住宅家賃の支援などに取り組むこととされたところであります。京都府ではこうした福島県の要請を受け、検討した結果、応急仮設住宅の許容機関を入居から6年といたしました。復興が本格化する中で、やはり将来的にふるさとへの帰還を望む方、特に、福島県のほうは早く帰っていただきたいと、ふるさと再建のために戻っていただきたいと、そういう思いで、今、全力あげて取り組まれ、こういう措置をしています。こうした県の意向をふまえた形で私どもも対応していかなければならないと思っている点が1点。また、最終的には、もう戻らずに京都でやはり居住を希望する方については、一方で公営住宅への入居を希望する府民が数多くいることもふまえて、いかに経過的に考えて行くのか。そろそろ、取り扱いを整理して行かなければならない時期に来ているというふうに考えております。このため、今後予定している個別訪問において、避難者の皆様の意見をよく聞いて、京都市など関係機関など調整し今後の必要な措置を検討していきたいというふうに思います。

次に、高浜原発の再稼働についてでありますけれども、これまでから再稼働にかかる法的な枠組みの確立を国に強く求めますとともに、高浜発電所に係る地域協議会において、高浜発電所の安全性について関係市町村も含め、国および関西電力に対して説明を求め意見をのべてきたところでありまして、先日も、経産副大臣にも各事項にわたり強く要請するなど言うべき事は、はっきり言ってまいりました。

次に、住民参加による避難計画についてであります。住民避難計画は地域の実情を充分把握し、最終的に避難の命令を出していく、これは、総理大臣が避難指示を出して最終的には市町村長がという形になっているわけでありまして、どこがイニシアチブを取ると言うことではございません。それぞれが役割に応じて、しっかりと体系的になっているものの分担をもとにですね、果たしていくことになると思いますけれども、その中で京都府は広域的な観点から、国や関西広域連合とも連携を図りながらハード面では避難路や放射線防護施設の整備など、ソフト面では広域の避難体制の整備と広域避難訓練の実施など、避難計画の実効性の確保に努めております。避難計画はこのように、市町村と国がお互いの役割をふまえ、これからもしっかりと対応していきたいと思っています。

次に、安定ヨウ素剤の配布と備蓄についてであります。UPZ圏内の事前配布につきましては、薬剤としての誤飲や紛失のリスクと事前配布しなかった場合とのリスクとのバランスを考慮して考えて行くことが重要になってまいります。この中で検討を重ねた中で避難の際にPAZ圏内を通る可能性が高い舞鶴市大浦半島の4地区の方々に配布するなど、それぞれ地域の実情に応じ、取り組みを進めているところであります。

備蓄場所につきましては、薬剤師等が常駐して適正に管理ができることや、道路状況もふまえ、緊急時に

速やかに配布できることを基準に、地域の実情をしっかりと把握しているそれぞれの市町において選定をされているところでありまして、今後も市町と連携し配布訓練やシュミレーションを重ね「どこに備蓄するのが良いのか」「いつどのように安定ヨウ素剤を配布するのが適切か」など、災害時に想定される様々な事態に、より実情に即してより効果的に対応できるよう実効性のある内容をさらに検討してまいりたいと考えております。どこまでやるかという問題あるんですけども、安全神話に陥ってはいけませんので、常に改善をしていくという気持ちで取り組んで行きたいと思っております。

次に、新規制基準についてであります。大津地裁の高浜発電所3、4号機運転差し止め仮処分に対して、関西電力は、今は保全異議の申し立てを行っておりますので、今後、この申し立てについて裁判所の判断が出てまいります。私どもとしましては、引き続き司法の判断を見守り、その結果を尊重していきたいと思っております。

安定ヨウ素剤の事前配布は、国が自治体の裁量をもとめている

【浜田・再質問】避難をされてきている方に対する対応ですけれども、福島では今、避難解除が相次いでいるんですけども、一方で、支援措置がいろんな形で打ち切られているもとの、避難解除されてもふるさとに帰れないという人が大多数になっています。避難者への支援は、絶対に打ち切るべきではないと思います。この間、京都府もいろんな対応をされてきましたけれども、1年ごとの無償入居の期間延長ということでは、避難者のみなさんは、無償入居がいつ打ち切られるのか、不安でしかたがないというふうに思います。したがって、ふるさとへ帰れるまでは無償入居を続けることが必要ではないか、このことは強く要望しておきます。

再稼働に対する対応ですけれども、滋賀県の三日月知事は、再稼働に同意の権限はないけれども、「再稼働は容認できない」という政治判断を示されました。府民の命と安全に責任を持つ、府民の代表として山田知事も「高浜原発の再稼働について現時点で容認できない」と、そういう政治判断を行うべきではないかと私は求めています。その事について再度、お答えいただきたいと思っております。

避難計画の問題ですけれども、先ほど「京都府のイニシアでなく、お互いの役割分担」ということを言われましたけれども、先日の府民生活・厚生常任委員会の初回委員会で、原子力災害における広域避難計画の実効性確保については、府の計画だけでなく、市町村の計画にも府が責任を持つということを確認しました。関係自治体の避難計画が実効性あるものになるように、京都府のイニシアを発揮し京都府の責任を果たすこと、これを強く要望したいと思っております。

安定ヨウ素剤の配布についてですけれども、先ほど「地域の実情に応じて」というお話がありましたけれども、現状では、万が一事故が起こった時に、UPZ圏内のすべての子どもに配布することは困難だと思います。3月11日の原子力関係閣僚会議決定では、安定ヨウ素剤のUPZ圏内の事前配布について、財政措置も含めて支援を行うことも明らかにして、自治体の裁量を認めております。本府の裁量で、UPZ圏内の住民に事前配布すべきではないかと思っております。この点も再度、答弁を求めます。

【知事・再答弁】高浜原発の再稼働につきましては、私は私の立場から再稼働に係る法的枠組みを現在、強く国に求めておりますし、地域協議会におきまして、高浜発電所の安全性について国及び関西電力に対しましても、説明を求め、意見を述べて、そしてその中で、国に対しても強く要請をしているところでありまして、私は自分として言うべきことは言っているつもりでございます。そして、安定ヨウ素剤の事前配布を分散備蓄につきましては、先ほど申しましたように、薬剤としての誤飲や紛失のリスクと、事前配布しなかった場合のリスクとのバランスを考慮して適切に検討していくという中で、やはり一番、配布にあたっていく市町村の皆様が状況に応じて、地域の実情をふまえて行っていくというのが一番適切であり、それがうまくいくように連携を強化していくのが京都府の役割であると考えております。

【浜田・再々質問】安定ヨウ素剤の配布の問題ですけれども、舞鶴市の説明会では、かなり多くの方が「事前配布をしてほしい」という要望をだされています。そういう地域の声、実情をよく聞いて対応して頂きたいと思っております。

高浜原発の再稼働をめぐることは、昨日、重大な事態がありました。原子力規制委員会は、運転開始から40年を超えた老朽原発の高浜1、2号機が新規制基準を満たすと認める審査書を正式決定し60年間の運転を容

認しました。これは、福島原発事故後に確認された40年廃炉の原則さえなし崩しにし、新たな原発神話のもと際限のない再稼働を認めるものであり断じて許されません。わが党議員団は強く抗議し、決定の撤回を求めます。

また、熊本大地震では活断層の先にある九州電力川内原発が稼働していることに、住民のみなさんから不安の声があがっています。地震列島と言われる日本に安全な原発などありません。高浜原発の再稼働にきっぱり反対し、原発ゼロの政治決断を強く知事に求めて次の質問に移ります。

こどもの貧困の実態調査を行い、抜本的な策を

【浜田】昨年3月に制定された「京都府子どもの貧困対策推進計画」にもとづくとりくみの現状についてお聞きします。京都府のこどもの貧困対策を推進するうえで、京都府におけるこどもの貧困率がどうなっているのか、実態をリアルに把握することが不可欠です。

「推進計画」には「子どもの貧困の実態を踏まえた適切な対策を講じる必要があることから実態把握の調査研究にとりくみます」とあります。その具体化について、2月議会の代表質問で山田知事は「こどもの学力と生活実態を把握するために、小・中学校それぞれ20校抽出して調査を行った。今後、体力や健康状況についての調査を行う」と答弁されました。

しかし、調査の対象規模も調査内容もきわめて不十分です。学力テストの結果から抽出するようなやり方で子どもの貧困の実態が把握出来るでしょうか。家庭の経済状況、こどもの生活環境や生活習慣など全面的な実態把握が必要です。

沖縄県では、市町村データを用いて独自に県内のこどもの貧困率を算出し、県内の公立小学校1、5年生、中学校2年生の児童・生徒と保護者を対象にこどもの暮らしや精神状況、保護者の就労や家計、子育ての負担などについてアンケート調査を行いました。

京都市でも、就学前児童、小学生、中学生の各6千件、計1万8千件のアンケートにとりくみ、関係団体・関係機関、施策対象者等へのヒアリングを行うことを決めています。

本府でも、府内のこどもの貧困率を算出するとともに、できるだけ多くの児童・生徒とその保護者を対象にした実態アンケート調査や関係団体、関係機関へのヒアリングを行って、こどもの貧困の実態を全面的に把握すべきではありませんか。

一人ひとりの生徒・児童にきめ細やかな指導と相談体制の確立を

【浜田】「推進計画」の「当面の重点施策」では、学校をプラットフォームとした総合的支援の推進、教育環境の整備・充実にとって、「まなび・生活アドバイザー」・スクールソーシャルワーカーが、重要な役割を果たすと位置づけています。文科省が小・中・高の校長対象に行ったアンケートでも、75%が「スクールソーシャルワーカーが必要だ」と答えています。

先日の代表質問で、山田知事は「今年度の予算で66校に配置した」と答弁されましたが、国の予算の範囲にとどまっており未配置の中学校を抱える市町の中学校に拠点校として配置し、局管内の未配置校からの要望に応じて派遣する、府立高校も3校を拠点校として同様に派遣することにとどまっています。

文部科学省の「チーム学校」の議論でも、「勤務日数が限られており、柔軟な対応がしにくい」「財政事情により配置や派遣の拡充が難しい」などの課題が指摘されています。学校現場の深刻な実態にてらして、常勤も含めて、さらなる拡充が必要です。少なくとも、すべての中学校区に配置すべきではありませんか。

一人ひとりの生徒・児童の状況に応じたきめ細やかな指導・相談体制をはかるうえで、スクールカウンセラーの配置も重要です。現時点では「未配置の小学校を抱える市町の小学校を拠点校として配置し、局管内の未配置校からの要望に応じて派遣する」となっています。これでは、不十分です。すべての小中学校に配置すべきではありませんか。

必要な児童・生徒が利用できるよう就学援助制度の周知徹底を

【浜田】「推進計画」の「当面の重点施策」では、貧困の連鎖を解消するうえで、経済的支援が不可欠だと

位置づけています。沖縄県では、実態調査をふまえて「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、今年度の予算では、新たに30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置し、市町村の実情に応じた取組を支援するなど、こどもの貧困対策を効果的に推進しようとしています。京都府伊根町では、過疎と不況にあえぎ、こどもの貧困が深刻になっていましたが、子育てしながら町づくりに励む子育て世代を応援することを最優先に、給食費や教材費、修学旅行費など、義務教育にかかる費用を無償にし、こどもの医療費についても、高校卒業まで無料にしました。そうしたなかで、子育て世代の移住が相次いでいます。

本府の今年度予算では、「子どもの貧困対策事業」として、京都式「学力向上教育サポーター」事業、こどもの居場所づくり事業、ひとり親家庭の自立支援事業、私立高等学校あんしん修学支援事業などが計上されていますが、貧困家庭への経済的支援がきわめて不十分だと思います。

私は、2月議会の知事総括質疑で、貧困家庭の経済的負担軽減策として、こどもの医療費の窓口負担の軽減、すべての中学校で完全給食実施、ひとり親家庭への経済的支援の抜本的拡充の3点を提案しました。今回はさらに、小中学生の貧困対策で不可欠の就学援助の抜本的改善を求めたいと思います。就学援助制度は市町村の裁量が大きく、自治体間の受給率に格差がありましたが、2005年4月から、準要保護への就学援助の国庫補助がなくなり一般財源化されたために、自治体の財政状況によって、さらに格差が広がっています。府内でも、就学援助の認定要件が、生活保護基準の1.2倍のところもあれば1.5倍のところもあります。また、制度の周知の方法についても、自治体間で差があります。国に対して、国庫補助の復活・拡充を求めるとともに、府として、市町村が子どもたちの生活実態を調査して、必要なこどもがもれなく制度が利用できるようになっているかチェックし、認定要件や制度の周知徹底について、市町村を援助すべきではありませんか。

【健康福祉部長】 こどもの貧困対策の実態把握についてであります。貧困の連鎖を断ち切るためには、こどもが置かれている貧困の実態をふまえた対策を講じることが必要であります。このため、昨年3月策定いたしました「子どもの貧困対策推進計画」におきまして、実態の把握の調査・研究に取り組み、対策を推進する旨をしっかりと位置付けており、昨年度から教育委員会と一緒に、学識経験者のご意見も伺いながら児童・生徒の学力や生活状況の調査を実施したところであり、今年度、総額56億の貧困対策に取り組んでいるところでございます。

さらに、今年度はこれに加えて母子、父子世帯実態調査を実施することとしており、これらの分析結果をふまえて、こどもの貧困対策の施策展開を積極的に図ってまいります。また、こどもの貧困率をはじめとした国が示す指標につきましては、全国数値しかないものもあり、都道府県ごとの実態を示すよう国に対し強く要望しているところでございます。

【教育長】 スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーについてでございますが、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立や学習習慣の定着を図るとともに、児童・生徒の状況に応じて福祉的観点から支援を行うことができるよう、全国に先駆けましてスクールソーシャルワーカーを配置いたしまして、福祉等の関係機関との連携を図る中で課題の改善につなげているところでございます。

また、学校の教育相談機能の充実を図るためスクールカウンセラーが心の専門家として、児童・生徒に寄り添いながらきめ細かく対応することにより、児童・生徒の状況が改善されてきたところでございます。昨今、貧困や虐待等が社会問題化するなど、子どもたちの置かれている状況が厳しさを増しており、関係機関との連携がますます重要となる中で、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどの専門的な知見をふまえた対応が、今後、ますます必要となってきたところでございます。

そうしたことから、国における学校職員としての位置付けや定数化の検討状況もふまえて、引き続き必要な措置を要望してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度についてでございますが、これは市町村において実施される制度であり府教育委員会では、これまでから市町村に対しまして適切に運営されるよう指導や助言を行ってきたところでございます。また、国に対しましては、市町教育委員会と連携いたしまして就学援助に対する財政措置の拡充を求めてきたところであり、今後ともこうした取り組みを通じまして、就学支援制度をしっかりと運営されるよう取り組んでまいります。

こどもの貧困対策の重要性にふさわしい推進体制を

【浜田・再質問】 スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーについてですが、文部科学省の「チーム学校」でも、課題とともに改善方策が議論されていて、「教育委員会や学校の要望等も踏まえ、日常的に相談できるよう、配置の拡充、資質の確保を検討する」とされています。ぜひ、国にたいして配置の拡充を強く要望していただきたいと思います。就学援助については、自治体によって、基準も金額も項目も相当違ってきます。必要な子どもが、もれなく、きちんと利用できるようになってきているのか、京都府として、実態をつかんで、ぜひチェックすることを求めたいと思います。

健康福祉部長の答弁ですけれども、私、京都府のこどもの貧困の実態の深刻さを認識されているのかどうか、疑問に思いました。

京都府の貧困率が分からないと言われましたけど、山形大学の戸室准教授の調査結果では、2012年の京都府の子育て世帯の貧困率は17.2%です。1992年には7.8%で、この20年間で9.4ポイントも上昇しています。沖縄県では、県独自の算出で、貧困率が29.9%ということが明らかになって、子どもや保護者の生活実態調査をふまえて、こどもの貧困対策計画を策定し、今年度の予算で60億円を計上し本格的な対策に踏み出しています。本府も独自に貧困率を算出し実態調査を行い、京都府のこどもの貧困の実態を正確につかんで深刻な実態を認識すべきだと思います。先日の府民生活・厚生常任委員会の事務事業内容の説明では、健康福祉部所管のこどもの貧困対策が少子化対策の一つという位置づけになっていたのを見て、私、愕然といたしました。深刻な実態とこどもの貧困対策の重要性にふさわしい推進体制が必要ではありませんか。

【健康福祉部長・再答弁】 こどもの貧困対策についてでございますけれども、まず、こどもの貧困の実態につきましては、絶対的なものとして要支援児童の数を年度推視しているところでございまして、それに対して私どもこどもの貧困対策を実施しているところでございます。国のほうが今示しております相対的貧困率とは異なり徹底的なものという形でしているところでございます。その一方で、相対的な貧困率等も含めまして、国に対しては、しっかりとした指標をつくって頂くよう要望しているところでございます。

【浜田・再々質問】 昨年策定された「京都府子どもの貧困対策推進計画」、知事は先日の代表質問で「全国に先駆けて推進計画をまとめた」と述べられましたけれども、この「計画」の中に、「子どもの貧困の実態を踏まえた適切な対策を講じる必要があることから、実態把握の調査研究にとりくみます」と述べているわけですが、つまり、本府の「子どもの貧困対策推進計画」が、本府のこどもの貧困の実態をふまえていないということを、この計画に書いているわけですね。つまり、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」の焼き直しにならざるを得ないと思います。「実態把握の調査研究にとりくむ」という方針を実行していただいて、子どもの貧困の実態をふまえた計画への見直しを行うとともに、深刻な実態にふさわしい、全庁をあげた推進体制をつくることを強く求めておきます。

さて、明日から始まる参議院選挙は、日本の命運がかかった歴史的な政治戦になります。日本共産党は、野党と市民との共同の力で、独裁と戦争への逆流を許さず、立憲・民主・平和の新しい政治を実現するために全力を尽くす決意です。明日からの選挙戦では、他党への誹謗中傷などではなく、正々堂々と政策論戦を行い、全力を尽くすことを表明して質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

